Ⅰ－２

公益社団法人日本リハビリテーション医学会　定款施行細則

第１章　目　　的

（目的）

第１条　本細則は、定款第５０条に基づき、定款の施行に必要な細則を定めるものである。

第２章　名誉会員・功労会員の承認手続き及び賛助会員・特別会員・専門職会員・特に認められた正会員の資格要件

（名誉会員）

第２条　定款第５条第２項第２号の名誉会員は、多年にわたり本医学会に在籍した６５歳以上の会員で、本医学会の目的及び事業に多大に寄与した者の中から理事会の承認を経て理事長が推薦し、社員総会で承認する。

（功労会員）

第３条　定款第５条第２項第３号の功労会員は、多年にわたり本医学会に在籍した６５歳以上の会員で、本医学会の管理運営に多大に貢献した者の中から理事会の承認を経て理事長が推薦し、社員総会で承認する。

（賛助会員）

第４条　定款第５条第２項第４号の賛助会員は、本医学会の事業を支援する個人又は法人の入会申込みに基づき、理事会で入会を承認する。

（特別会員）

第５条　定款第５条第２項第５号の特別会員は、外国人であり、以下に定める者とする。

（１）Honorary Member は、所属する国のリハビリテーション医学及び関連領域における学会活動に通暁し、本医学会の発展に多大な功労のあった者で、Honorary Member に関する内規に定める者とする。

（２）Corresponding Member は、本医学会が主催する学術集会若しくは関連学術集会に出席・発表し、又は本医学会の医学会誌若しくは関連学術誌に投稿することにより、本医学会の発展に貢献した者で、Corresponding Member に関する内規に定める者とする。

（専門職会員）

第６条　定款第５条第２項第６号の専門職会員は、リハビリテーション医学・医療

に関係性の深い国家資格を有する専門職で、代議員又はリハビリテーション科専門医の推薦により入会申込みをし、理事会で入会を承認する。

２　専門職会員の資格要件及び入会手続きについては、別に定める。

（理事会で特に認められた正会員）

第７条　定款第５条第２項第１号の理事会で特に認められた者として、次に該当する者の入会申込みを認め、理事会で入会を承認する。

（１）日本国以外の医師免許を有する者で、現在日本に滞在する者。この場合、外国医師免許の写し及び修学・就労先等の証明書の提出を求める。

第３章　医師以外の正会員の認定

（資格要件）

第８条　定款第５条第２項第１号の理事会で特に認められた者のうち、医師以外の正会員は、リハビリテーション医学と関係の深い分野で博士号又は修士号を有するか、若しくは同等以上の研究業績のある者とする。

（推薦）

第９条　医師以外の正会員の入会申込みは、２名の代議員の推薦を要する。

（認定手続き）

第１０条　医師以外の正会員の入会は、理事会において承認し、社員総会に報告する。

（人数の制限）

第１１条　医師以外の正会員の人数は、正会員総数の１０％を超えてはならない。

第４章　社員（代議員）の選出

（代議員選挙）

第１２条　代議員は、定款第１２条及び別に定める代議員選挙に関する規則に基づき選出する。

（推薦）

第１３条　代議員選挙への立候補には、正会員２名の推薦を要する。

（就任通知）

第１４条　代議員就任の通知は、公益社団法人日本リハビリテーション医学会名で行う。

（申し合わせ等）
第１５条　代議員選挙に係る申し合わせ等を必要に応じ定めることができる。

第５章　年会費等

第１６条　定款第７条第１項により会員の会費は次のとおりとする。
（１）正会員の年会費は、15,000 円とする。
（２）名誉会員、功労会員及び特別会員は、会費を納めることを要しない。
（３）賛助会員の会費は、１口 50,000 円とし、会員の申込口数額を年会費とする。
（４）専門職会員の年会費は、12,000 円とする。
（５）災害等による被災者の会費は、理事会の議により、納入を免除することができる。
（６）既納の会費は、いかなる事由があっても返還しない。

第６章　専門医・認定臨床医・指導医及び研修施設の認定

（専門医・認定臨床医・指導医及び研修施設の認定）
第１７条　定款第４条第１項第３号に基づく専門医・認定臨床医・指導医及び研修施設の認定は、別に定める専門医・認定臨床医・指導医及び研修施設に関する規定に基づき行う。

第７章　各種委員会

（委員会の設置）
第１８条　委員会は、定款第３５条に基づき、理事会の決議により設置する。

（委員の委嘱）
第１９条　委員会の委員は、理事会の承認を経て理事長が委嘱する。

（委員長及び副委員長）
第２０条　委員長は、委員の互選により選任し、理事会の承認を経て理事長が委嘱する。
２　委員会に必要に応じ副委員長を置くことができる。副委員長は、委員長が指名し、理事会の承認を経て理事長が委嘱する。

（委員の任期）
第２１条　委員の任期は２年とし、再任を妨げないが、原則として連続して２期４年までとする。

（委員の交替）
第２２条　委員の交替は、原則として同時に委員の総数の３分の１を超えてはならない。

（委員の重複の制限）
第２３条　委員の重複は、原則として１人２委員会までとする。

（委員会内規）
第２４条　各委員会に内規を定めることができる。

第８章　学術集会

（学術集会の開催時期、名称）
第２５条　定款第４条第１項第１号に基づき、学術集会を毎年２回、春（概ね６月）及び秋（概ね１０月から１１月）に開催する。
２　春の学術集会は、日本リハビリテーション医学会学術集会と称し、規則等では「年次学術集会」と略す。英語表記は、Annual Meeting of the Japanese Association of Rehabilitation Medicine とする。
３　秋の学術集会は、日本リハビリテーション医学会秋季学術集会と称し、規則等では「秋季学術集会」と略す。英語表記は、Academic Conference of the Japanese Association of Rehabilitation Medicine とする。

（学術集会会長の選任）
第２６条　学術集会会長は、理事会で候補者を推薦し、社員総会で承認する。

（学術集会会長の職務）
第２７条　学術集会会長は、学術集会を主宰する。

（学術集会会長の任期）
第２８条　学術集会会長の任期は、第２６条の社員総会の承認の時から当該学術集会の会計に関する理事会への報告が終了した時までとする。

（理事会への出席）
第２９条　各学術集会会長は、必要に応じ理事会に出席することができる。

（臨時会員）
第３０条　医師以外で会員でない者は、臨時会員として正会員の年会費の２分の１相当額を納入すれば、正会員、名誉会員、功労会員又は専門職会員と連名で一般演題の共同演者となることができる。

（学術集会の経理）
第３１条　学術集会の経理は、学術集会の経理事務取扱に関する申し合わせを順守しなければならない。

第９章　会　　則

（会則の種類・審議機関）
第３２条　定款第５０条に規定する細則として、会則を定める。会則の種類及び審議機関は原則として次の通りとし、原則として公開する。
（１）定款　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第１０条に基づき、総則、目的、会員、社員、社員総会、役員、理事会、資産及び会計等の重要な事項について定めるもので、理事会及び社員総会の議決を要するもの
（２）細則　定款第５０条に基づき、定款を実施するために必要な事項について、理事会の承認を経て理事長が定め、社員総会への報告を要するもの
（３）規則　定款を実施するために必要な事項について、理事会の承認を経て理事長が定め、必要に応じて社員総会への報告を要するもの
（４）内規　定款、細則、規則を実施するために必要な事務的、技術的な事項及び運用等に関する具体的事項について、理事会の承認を経て理事長が定めるもの
（５）申し合わせ　細則、規則、内規等の解釈、細部の運用、その他の事項について、委員会等の審議機関において申し合わせるもので、理事会に報告するもの

（規則等）
第３３条　規則は、定款制定時に想定されていなかった事項等（例えば、専門医制度、地方会組織）に関する会則を定めるものとする。
２　会則の施行に当たり、各種委員会内での運用・手続き等の細部にわたる確認事項等については、「会則外取り決め」を定めることができる。ただし、この取り決めは理事会に報告することとし、必ずしも公開の必要はない。

（会則の改廃）
第３４条　会則の改廃に関する審議機関は原則として第３２条のとおりとするが、会則に改廃条項があれば、その規定を適用する。
２　個人の資格（代議員、専門医、認定臨床医等）に関する会則には改廃条項を設ける。

第１０章　定款施行細則の変更

（定款施行細則の変更手続）
第３５条　本細則の変更は、理事会の承認を経て、社員総会に報告する。ただし、第５章の変更は、理事会の承認を経て社員総会の承認を必要とする。

附　則

本細則は、平成２５年６月１２日より施行する。

平成２６年６月４日より施行し、第１４条（１）の規定は平成２７年４月１日から適用する。

平成２６年１１月２６日より施行する。

附　則

１　本細則は、平成２８年３月１９日より施行し、第２６条に定める学術集会のうち秋季に開催する学術集会は、平成２９年度から適用する。

２　第２９条に規定する会長の任期のうち、附則前項の秋季学術集会会長の任期は、平成２７年５月２７日を始期とする。

附　則

本細則は、平成２９年３月１５日より施行し、平成２９年４月１日から適用する。

平成３０年６月２７日より施行し、平成３０年７月２日から適用する。

令和７年３月１５日より施行する。